

参考 国の保育料規準額表と長野市保育所保育料徴収規準額表の比較(月額)

国の徴収金(保育料)規準額表(月額)

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
第3階層	第1階層の額が次の区分に該当する世帯	19,500	16,500
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	40,000 円未満	30,000 円未満
第5階層	40,000 円以上 103,000 円未満	44,500	41,500
第6階層	103,000 円以上 413,000 円未満	61,000	58,000
第7階層	413,000 円以上 734,000 円未満	80,000	77,000
第8階層	734,000 円以上	104,000	101,000

長野市保育所保育料徴収規準額表(月額)

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B1	A階層及びD階層を除く、22年度分(21年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	0	0
B2	22年度分(21年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	1,800	1,200
C1	A階層及びD階層を除く、22年度分(21年分所得に対する)市町村民税課税世帯	8,900	6,600
C2	22年度分(21年分所得に対する)市町村民税課税世帯	9,900	7,600
D1	A階層を除く22年度分所得課税世帯で、その所得税額が右の区分に該当する世帯	7,500 円未満	14,200
D2		7,500 円以上 20,000 円未満	19,400
D3		20,000 円以上 40,000 円未満	24,500
D4		40,000 円以上 60,000 円未満	31,500
D5		60,000 円以上 80,000 円未満	40,500
D6		80,000 円以上 103,000 円未満	44,000
D7		103,000 円以上 183,000 円未満	50,500
D8		183,000 円以上 283,000 円未満	53,600
D9		283,000 円以上 413,000 円未満	54,500
D10		413,000 円以上 734,000 円未満	55,600
D11		734,000 円以上	56,700

※保育料は、入園した年度の初日の前日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても、年度中は入園した年度の初日の前日現在の年齢とします。